		オルデンランディア・アスペラ、こむぎ、しこくびえ、とうじんびえ、とうもろこし、ばんばらまめ、もろこし及びらっかせいの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの
	三十四　タイ、台湾、中華人民共和国、スペイン、ウガンダ、エチオピア、ケニア、コンゴ民主共和国、タンザニア、モザンビーク、ルワンダ、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、ブラジル、ペルー、メキシコ、ハワイ諸島	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにコイクス・キネンシス、さとうきび、しこくびえ、せいばんもろこし、とうもろこし及びもろこしの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの
	三十五　イタリア、英国、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ポーランド、アルジェリア、エチオピア、モロッコ、リビア	えんどう及びそらまめの種子であつて栽培の用に供するもの並びにアルファルファ、いんげんまめ、えんどう、きばなのはうちわまめ及びそらまめの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの
1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないこと又はこれに感染していないことを確かめた旨を記載した検査証明書又はその写しが添付してあること。 2　1の検査証明書又は、適切な血清学的診断法又は核酸	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめた旨を記載した検査証明書又はその写しが添付してあること。 2　1の検査証明書又は、適切な血清学的診断法又は核酸基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Maize chlorotic mottle virus*に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめた旨を記載した検査証明書又はその写しが添付してあること。 2　1の検査証明書又は、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Indian peanut clump virus*に侵されていないことが特記されていること。

	三十六　全ての地域	
		とうがらし及びトマトの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの
	三十七　インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、イラン、イタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、カナリア諸島、セーシェル、チュニジア、モロッコ	あまめしば、いぬほおずき、エクバリウム・エラテリウム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゅうり、クロタラリア・フォルミス、ドラクロトイン・ボンプランディアナム、けし、ケナフ、コットニア・グランディフローラ、さとうきび、しろばなよせいよう、すいか、だいず、たかさぶろう、とうがらし、とうごま、とうもろこし、なす、にがうり、にんじん、のげし、ハイヤ、はちや、ばれいしょ、ひらまめ、ベニバナ、ほおずきやとうがらし、ポンカン・デコポンオイカ、メロン、モモルディカ・フィリホリア、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの
1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめた旨を記載した検査証明書又はその写しが添付してあること。 2　1の検査証明書又は、適切な血清学的診断法又は核酸基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*New Delhi virus*に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめた旨を記載した検査証明書又はその写しが添付してあること。 2　1の検査証明書又は、その写しに適切な血清学的診断法又は核酸基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Tomato brown rugose fruit virus*に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめた旨を記載した検査証明書又はその写しが添付してあること。 2　1の検査証明書又は、その写しに適切な血清学的診断法又は核酸基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Pea early-browning virus*に侵されていないことが特記されていること。